

○学会出張費と図書館個人割当図書費の支給についての了解事項

昭和46年1月25日
理事会常務委員会決定

- 1 学年度の全期間にわたって次の規程の適用を受ける者には、当該学年度の学会出張費を割当てしない。
 - 1 留学規程
 - 2 [関西学院海外出張及び海外出向規程](#)
 - 3 [ランバス留学基金規程](#)
 - 4 [療養規程](#)
 - 5 [休職規程](#)
- 2 学年度の全期間にわたって次の規程の適用を受ける者には、当該学年度の図書館個人割当図書費を割当てしない。
 - 1 [療養規程](#)
 - 2 [休職規程](#)
- 3 学年度の途中において就任したときは学会出張費と図書館個人割当図書費は月割計算して割当てる。ただし、半月未満は切り捨て、半月以上は1ヵ月として計算し、100円未満は切り上げる。
- 4 学年度の途中において退職したときは学会出張費と図書館個人割当図書費の未使用額は打ち切りとする。
- 5 この了解事項の改廃は、常務委員会において行う。

附 則

 - 1 この了解事項は、1971年(昭和46年)4月1日から施行する。
 - 2 この了解事項は、1978年(昭和53年)3月6日から改正施行する。
 - 3 この了解事項は、理事会常務委員会の名称を常務委員会と変更し、1997年(平成9年)4月1日から改正施行する。
 - 4 この了解事項は、1998年(平成10年)6月1日から改正施行する。